

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第9条）
- 第2節 議案及び動議（第10条—第15条）
- 第3節 議事日程（第16条—第20条）
- 第4節 選挙（第21条—第29条）
- 第5節 議事（第30条—第36条）
- 第6節 秘密会（第37条・第38条）
- 第7節 発言（第39条—第52条）
- 第8節 表決（第53条—第62条）
- 第9節 会議録（第63条—第65条）

第2章 請願（第66条—第71条）

第3章 辞職（第72条・第73条）

第4章 規律（第74条—第77条）

第5章 懲罰（第78条—第82条）

第6章 全員協議会（第83条）

第7章 補則（第84条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集日の開議時刻までに指定された場所に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(議席)

第3条 議員の議席は、選挙後最初の会議において、議長が定める。

- 2 補欠議員の議席は、前任議員の議席とする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

- 2 会期は、招集された日から起算する。
- 3 会期は、議会の議決で延長することができる。
- 4 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第5条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第6条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(休会)

第7条 南伊豆地域清掃施設組合（以下「組合」という。）の休日は、休会とする。

- 2 議会は、議事の都合その他必要があるときは、議決で休会とすることができる。
- 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第8条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第9条 議長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣告することができる。

- 2 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議員の退席を制止し、又は会議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 議長は、会議中定足数を欠くに至ったときは、休憩又は延会を宣告する。

## 第2節 議案及び動議

### (議案の提出)

第10条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

### (一事不再議)

第11条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

### (動議成立に必要な賛成者の数)

第12条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

### (修正の動議)

第13条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

### (先決動議の表決の順序)

第14条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

### (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第15条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

## 第3節 議事日程

### (日程の作成及び配布)

第16条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

### (日程の順序変更及び追加)

第17条 議長は、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いなくて会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

### (議事日程のない会議の通知)

第18条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことが

できる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第19条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第20条 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終わったときは、散会を宣告する。

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

#### 第4節 選挙

(選挙の宣告)

第21条 議長は、議会において選挙を行うときは、その旨を宣告する。

(不在議員)

第22条 選挙を行う際、会議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(会議場の出入口閉鎖)

第23条 議長は、投票による選挙を行うときは、第21条の規定による宣告の後、職員に会議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第24条 議長は、投票を行うときは、職員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、投票を行うときは、職員に投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第25条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(投票の終了)

第26条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第27条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第28条 議長は、選挙の結果を直ちに会議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第29条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期の間、選挙に係る書類を保存しなければならない。

## 第5節 議事

(議題の宣告)

第30条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第31条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第32条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第33条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑を行う。

(討論及び表決)

第34条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第35条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第36条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

## 第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第37条 議長は、秘密会を開く議決があったときは、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を会議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第38条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

## 第7節 発言

(発言の許可等)

第39条 発言は、全て議長の許可を得た後でなければ、これを行うことができない。

(発言の要求)

第40条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を得なければならない。

2 議長は、2人以上が挙手して発言を求めたときは、先挙手者と認める議員から指名する。

(討論の方法)

第41条 議長は、討論については、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第42条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第43条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第44条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第45条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長は、議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第46条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議長は、議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第48条 議長は、質疑又は討論が終わったときは、その終結を宣告する。

2 議員は、質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、質疑又は討論終結の動議を提出す

ることができる。

3 議長は、質疑又は討論終結の動議については、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第49条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第50条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(準用規定)

第51条 質問については、第44条及び第48条第1項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第52条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

## 第8節 表決

(表決問題の宣告)

第53条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第54条 表決の際、会議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第55条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第56条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする議員に挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第57条 議長は、必要があると認めるとき又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 議長は、同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第58条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成と、問題を否とする議員は反

対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票による場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第59条 投票による表決を行う場合には、第23条から第27条まで、第28条第1項及び第29条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第60条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第61条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。議長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第62条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

## 第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第63条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務及び説明のため出席した者の職名及び氏名
- (5) 議事日程
- (6) 議長の諸報告
- (7) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (8) 会議に付した事件
- (9) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (10) 選挙の経過
- (11) 議事の経過
- (12) 記名投票における賛否
- (13) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項



(会議録署名議員)

第64条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第65条 会議録の保存年限は、永年とする。

## 第2章 請願

(請願書の記載事項等)

第66条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
- 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- 5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願書の写しの配布)

第67条 議長は、受理した請願書の写しを議員に配布する。

(紹介議員の説明)

第68条 議長は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査)

第69条 議会は、請願について次の区分により審査しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第70条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したのものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第71条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、第66条から前条までの規定を準用し、処理するものとする。

### 第3章 辞職

#### (議長及び副議長の辞職)

第72条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその許否を決定する。
- 3 議長は、閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

#### (議員の辞職)

第73条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

### 第4章 規律

#### (品位の尊重)

第74条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

#### (禁止行為)

第75条 会議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

- 2 会議場に入る者は、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
- 3 会議場に入る者は、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。
- 4 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

#### (資料等印刷物の配布許可)

第76条 会議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

#### (議長の秩序保持権)

第77条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って定める。

### 第5章 懲罰

#### (懲罰動議の提出)

第78条 懲罰の動議は、文書により所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第38条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(戒告又は陳謝の方法)

第79条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第80条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された議員についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第81条 議長は、出席を停止された議員がその期間内に議会の会議に出席したときは、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第82条 議長は、議会が懲罰の議決をしたときは、公開の会議場において宣告する。

## 第6章 全員協議会

(全員協議会)

第83条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

- 2 全員協議会は、全議員で構成し、議長が招集する。
- 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

## 第7章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第84条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。